

令和7年5月26日

第23回村上市農業委員会会議録

第23回村上市農業委員会総会を令和7年5月26日午後1時30分神林農村環境改善センター2階小会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
9 番	阿	部	正一	10 番	佐	藤	昌夫
13 番	島	田	幸男	14 番	田	村	昭一
15 番	佐	藤	裕介	16 番	加	藤	孝平
17 番	佐	藤	健吉	18 番	大	倉	毅
19 番	富	樫	与志栄	20 番	富	樫	あゆみ

2. 欠席委員は次のとおりである。

7 番	斎	藤	博	8 番	稲	葉	浩之
11 番	板	垣	栄一	12 番	船	山	寛

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

報告第2号 農地法第3条許可申請の取下げについて

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について

議案第5号 荒川地域地域計画の区域内における農業用施設の設置に係る意見書の交付について

そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	高	橋
事 務 局 次 長	中	村
事 務 局 副 参 事	園	部
事 務 局 主 事	蒲	澤

高橋局長

それでは、ただいまから第23回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は3名です。議員番号7番、斎藤博委員、議員番号11番、板垣栄一委員、議員番号12番、船山寛委員、8番、稲葉浩之委員の4名から欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は16名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

石山会長

それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第23回村上市農業委員会総会議事録署名委員には、議席番号9番、阿部委員、議席番号10番、佐藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

それでは、報告に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告してください。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、116平米。申請事由としましては、申請地は50年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

（位置説明省略）

報告は以上です。

石山会長

それでは、もう一点、報告第2号の農地法第3条許可申請の取下げについて報告願います。

園部副参事

それでは、説明の前に、本日追加の議案ということだったのでタブレットのほうには送っていません。皆様の席のほうに追加議案ということで資料のほう置かせていただきましたので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

それでは、報告第2号 農地法第3条許可申請の取下げについてです。こちらは、先月の第22回定例会におきまして決定された案件でございます。

1 ページを御覧ください。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田8筆、畑4筆、地積合計5,645平米、契約の種別、所有権の移転、売買です。こちらを取下げしたいという申し出がありました。取下げの理由につきましては、当初、高齢により農業従事することができないため、譲渡人より売買したい旨の申出があり、農地法第3条の申請により許可を受けたものでございます。登記の所有者移転の手続をしていく中で、譲渡人から一身上の都合により売買を取り下げたい旨連絡がございまして、今回取下げの申請をするものでございます。取り下げた農地につきましては、今後、賃貸借等の手続をする予定でございます。

説明は以上でございます。

石山会長

ただいまの報告第1号、第2号についてご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

石山会長

それでは、報告を終わりました、日程5の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、今月は、贈与が3件、売買が4件、合わせて7件です。

それでは、番号1番、贈与案件です。番号1、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑3筆、地積合計234平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人の実家が山辺里にございまして、現在は空き家となっております。今回贈与する農地につきましては、譲受人の自宅に隣接する土地でございまして、譲受人が作付したい旨の考えもあることから、協議の結果、贈与が決まったものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,987平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。親戚関係にございまして、譲渡人が県外に住んでおり、帰る見込みがないことから、現在譲受人が作付していることもあり、贈与が決まったものでございます。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積283平米、

契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人と譲受人は親戚関係にございまして、譲渡人が市外に引っ越しを考えているため、現在管理をしてもらっている譲受人に贈与するものです。

続きまして、番号4番から売買案件となります。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積175平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、畑1筆、地積合計254平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積315平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号7番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積合計130平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

(位置説明省略)

説明した7件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

石山会長

それでは、議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第2号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

番号1、当初計画者、〇〇〇〇。土地につきましては2筆、875平米。移転内容といたしましては、期間の延長でございます。変更目的及び内容につきましては、申請地は令和6年7月26日付村農委第1011号により農地法第5条の許可を得ましたが、新たに朝日温海道路の工事を受注したことから、転用期間を令和8年4月30日まで延長するものです。転用期間は、変更前、令和6年

8月1日から令和7年7月31日、変更後は、終了の期間が令和8年4月30日となっております。
転用目的につきましては、現場事務所及び駐車場敷地ということで転用は取られております。

(位置説明省略)

説明は以上です。

石山会長

それでは、事業計画変更について現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

3番、菅原委員。

菅原隆雄委員

3番、菅原です。このたび申請のありました事業計画変更承認につきまして、5月15日に現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

この申請は、昨年の7月に一時転用許可を取ったものであり、その際、現地調査を実施していること、また申請内容が期間の延長のみであったことから、今回は地区担当委員と事務局による現地調査といたしました。申請者は、朝日温海道路の勝木地区改良工事を受注し、施工しておりますが、このたび追加工事も受注したことから、工期に合わせて農地転用期間を令和8年4月30日まで延長し、変更するものであります。昨年からの作業中、周辺の耕作者などからの苦情もなく、今後も同様に管理されるものと判断されるため、このたびの事業計画変更申請は許可すべきものとの意見になりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

石山会長

それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第2号 事業計画変更承認申請については承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今月は3件申請ございますが、全て同一箇所でございます。

番号1、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、299平米、転用目的は店舗拡張敷地、契約につきましては売買、〇〇〇〇円です。10アール当たり〇〇〇〇円となります。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者は現在自動車販売業を営んでおり、このたび事務所や自動車展示場所等の拡張を計画し、隣接地を転用申請するものです。なお、申請地は高速道路朝日三面インターチェンジから300メートル以内に位置する農地です。事務所1棟、建築面積136平米、展示場所、駐車場10台、全体計画といたしましては1,354.59平米、農地は1,296平米となっております。

続きまして、番号2、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人は番号1と同じです。土地につきましては2筆、467平米、転用目的は番号1と同じです。売買価格ですが、〇〇〇〇円とります。農地区分以降は番号1と同じですので、省略させていただきます。

続きまして、番号3、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人は番号1と同じです。土地につきましては1筆、530平米、転用目的は1番と同じです。売買価格につきましては〇〇〇〇円、農地区分以降は番号1と同じですので、省略いたします。

(位置説明省略)

説明は以上でございます。

石山会長

今説明のあった案件について現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

13番、島田委員。

島田幸男委員

このたび申請のありました農地法第5条転用許可申請につきまして、5月9日に現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

今月は農繁期ということもあり、地域代表と地区を担当する農業委員2名と事務局で実施いたしました。申請者は自動車販売業を営んでおり、このほど事務所の新設と展示場所を拡張するため、隣接地を転用申請するものです。申請地は、日本海沿岸東北自動車道の朝日三面インターから300メートル以内に位置する農地であるため、第3種農地に区分されます。申請地の周囲には農地があるため、建物の配置は、日照等の影響が出ないように農地から離隔を取って設置する計画になっていて生活雑排水については下水道管へ、雨水排水については前面道路の側溝へ接続するとのことでした。また、造成計画は既存施設との高さを合わせるために約80センチ盛土することになっておりますが、土砂の流出や崩壊がないようにL字擁壁を周囲に設置するとのことでした。現地調査の結果と、今まで周囲の農家からの苦情もなく事業を行っていることから、このほどの申請については許可すべきものとの意見になりました。ご審議よろしく申し上げます。

石山会長

それでは、ただいま報告のあった案件について質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

石山会長

これもないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について、事務局から説明してください。

園部副参事

それでは、議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付につきまして説明をいたします。

先ほど高橋局長からもお話がありましたように、委員の皆さんもご存じだと思いますが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、令和7年4月から農用地利用集積計画に基づく相対の権利設定が廃止され、農用地利用集積等促進計画に基づく農地中間管理事業を通した手続となりました。それに伴い、市町村公告から県公告になるとともに、促進計画に対する農業委員会の意見書を市に交付することが農地バンク法で定められました。つきましては、議案書のタイトルを「農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について」に変更し、表示につきましても、3月までは1つの貸し借りを出し手と農林公社、農林公社から受け手と2行で表示させていただきましたが、4月からは出し手と受け手として1行にまとめさせていただきましたので、よろしくお願いします。

それでは、今月の案件につきましては、使用貸借の設定が16件、賃貸借の設定が61件、合わせて77件でございます。

それでは、番号1番から使用貸借の設定です。番号1番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇番地、地目、田3筆、地積合計5,555平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定でございます。期間は10年間、新規で、改良区費は貸人負担です。

以降、番号16番まで使用貸借の設定です。

続きまして、番号17番から賃貸借の設定です。番号17番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇番地、地目、田4筆、地積合計11,007平米、利用権等の種別、賃貸借の設定、期間は10年間、10アール当たり〇〇〇〇円、新規で、改良区費は借人負担です。

以降、番号77番まで賃借権の設定でございます。

説明は以上です。

石山会長

この4号議案の意見書については、中間管理機構関連がございますので、私、議事に参与できませんので、佐藤健吉部会長から議事の進行をお願いし、退席させていただきます。

(1番 石山 章君退席)

佐藤農地調整部会長

それでは、会長に代わりまして、私のほうから進行させていただきます。

今話ありましたように、この第4号議案については村上市の農林水産課より促進計画についての意見を求められておるということでございます。

15ページの番号1番から34ページの番号77番について質疑に入ります。質疑、意見等のある方ございますか。

(発言する者なし)

佐藤農地調整部会長

しばらくしてないようでありますので、番号1番から番号77番まで承認し、意見なしとして意見書を村上市のほうに交付してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

佐藤農地調整部会長

ありがとうございました。意見なしと認めて、番号1番から番号77番まで承認し、意見なしとして意見書を交付します。

(1番 石山 章君着席)

佐藤農地調整部会長

会長、番号1番から番号77番まで承認して、意見なしとして意見書を交付するものとしたしました。報告します。

石山会長

ありがとうございました。

それでは、次に議案第5号に入ります。荒川地域地域計画の区域内における農業用施設の設置に係る意見書の交付について議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第5号 荒川地域地域計画の区域内における農業用施設の設置に係る意見書の交付について説明いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、1,202平米。農業用施設の名称といたし

ましては農産物貯蔵施設。転用事由としましては、申請者は現在70ヘクタールの農業経営を行っているが、既存の施設が手狭となったことから、申請地に低温貯蔵庫兼資材格納庫の建設、従業員駐車場やトラクター、コンバインの農機具置場として利用するため申請するものです。なお、申請地は申請者の事務所に隣接する農地で、周辺農地の営農条件に支障はない。木造平家建て1棟、建築面積160.81平米、カーポート1棟、建築面積28平米、駐車場8台分、144平米、農機具置場261平米となっています。

(位置説明省略)

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、これについても現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

4番、高橋委員。

高橋大亮委員

4番、高橋です。このたび申請ありました地域計画の区域内における農業用施設の設置に関する意見書の交付につきまして、5月13日に現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

当日は、農業委員2名、推進委員2名、事務局とで調査を実施しました。申請者は、〇〇〇〇で、このたび、既存の施設が手狭となったことから、新たに低温貯蔵庫と資材格納庫、農機具置場を設置するため、隣接地を転用するものです。申請地の周囲には申請者の事務所やハウス、市道などがあり、直接農地とは接しておりませんが、西側に農地があるため、建物の建設は日照等の影響が出ないように東側に設置する計画となっています。建設する建物には給排水等の設備はなく、雨水排水については既存の農業用排水路へ排出する計画となっています。この放流先については、施設管理者の荒川沿岸土地改良区と協議が調っているとのことでした。また、造成計画は、既存の施設との高さを合わせるために約1メートル盛土する計画となっておりますが、のり面保護を実施し、周囲への土砂の流出を防止するとのことでした。

以上のことから、当地域では、この申請申出については適当であると判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

それでは、議案第5号について質疑に入ります。ご意見、ご質問。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、申請人、〇〇〇〇による別紙申出書について、村上市農業委員会では、令和7年5月1日付で申請のあった地域計画の区域内における農業用施設の設置については適当である旨報告することに決定いたします。

それでは、議案として、その他について皆様方から。

(発言する者なし)

石山会長

事務局、何かありますか。

(発言する者なし)

石山会長

なければ、引き続き協議、連絡事項に入ってよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

それでは、協議、連絡事項に入ります。

- ・ 協議、連絡事項ほか

時に午後 2 時20分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 7 年 5 月 26 日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員